

令和4年8月26日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第3回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 6 3 号 令和 3 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 1 ペ ー ジ -
- 議案第 6 4 号 令和 3 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 260 ペ ー ジ -
- 議案第 6 5 号 令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 273 ペ ー ジ -
- 議案第 6 6 号 令和 3 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 294 ペ ー ジ -
- 議案第 6 7 号 令和 3 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 303 ペ ー ジ -
- 議案第 6 8 号 令和 3 年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 決 算 書 326 ペ ー ジ -
- 議案第 6 9 号 令和 3 年度杵築市水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ -
- 議案第 7 0 号 令和 3 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 31 ペ ー ジ -
- 議案第 7 1 号 令和 3 年度杵築市下水道事業会計決算認定について
- 公 営 企 業 会 計 決 算 書 51 ペ ー ジ -

- 議案第 7 2 号 令和 3 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について
－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 85 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 3 号 令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 6 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 4 号 令和 4 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 5 号 令和 4 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 6 号 令和 4 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 7 号 令和 4 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1
号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 8 号 令和 4 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予
算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ ー
- 議案第 7 9 号 令和 4 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 27 ペ ー ジ ー
- 議案第 8 0 号 令和 4 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 1 号
）
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ ー

- 議案第 8 1 号 杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案書 5 ページ -
- 議案第 8 2 号 杵築市税条例等の一部改正について
- 議案書 11 ページ -
- 議案第 8 3 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案書 17 ページ -
- 議案第 8 4 号 市道の路線認定について
- 議案書 20 ページ -
- 報告第 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度杵築市一般会計補正予算 (第 5 号))
- 議案書 24 ページ -
- 報告第 2 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
- 議案書 25 ページ -
- 報告第 2 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について - 議案書 26 ページ -
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
- 議案書 28 ページ -
- 報告第 2 4 号 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況に
ついて
- 議案書 31 ページ -

報告第 25 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について - 議案書 33 ページ -

報告第 26 号 株式会社きつとすきの経営状況について
- 議案書 35 ページ -

報告第 27 号 放棄した債権の報告について - 議案書 37 ページ -

議案第 8 1 号

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされ

た日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に」を「養育する非常勤職員が、次の各号に」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号

とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 1 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 2 号

杵築市税条例等の一部改正について

杵築市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例等の一部を改正する条例

(杵築市税条例の一部改正)

第1条 杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第3号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第67条第1項中「4月15日」を「5月15日」に、「同月30日」を「同月31日」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第 15 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 17 条の 5 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 6 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 17 条の 7 第 3 項中「第 3 条の 2 の 2 第 1 2 2 項」を「第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 17 条の 7 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 22 条を削る。

（杵築市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 杵築市税条例の一部を改正する条例（令和3年杵築市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「改正後」を「前条第1号の規定による改正後」に、「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の5第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第1条中杵築市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第17条の5第2項、第17条の6第4項並びに第17条の7第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（杵築市税条例の一部を改正する条例（令和3年杵築市条例第27号）附則第2条の改正規定に限る。）並びに附則第2条第3項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条の規定による改正後の杵築市税条例（次項及び次条において「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適

用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の杵築市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条ただし書に掲げる規定による改正後の杵築市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第67条の規定は、令和5年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 83 号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「工事の施工その他」を「期限を定めて」に改め、同号を同条第2号とし、同条第6号を同条第3号とする。

第18条第1項第2号中「又は用途」を削り、同項第4号を削る。

第25条の見出し中「及び用途」を削り、同条中「及びその用途」を削る。

第26条第2項及び第3項を削る。

第30条第1項の表中100ミリメートルの項及び125ミリメートルの項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第23条関係）

水道料金（2月につき）

種別	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）				
		第1段 0 m ³ を 超え1 0 m ³ ま で	第2段 10 m ³ を超え 80 m ³ まで	第3段 80 m ³ を超え 600 m ³ まで	第4段 600 m ³ を超 え2, 000 m ³ まで	第5段 2,0 00 m ³ を超え る部分
13 mm	1,269. 86円					
20	1,786.					

mm	86円					
25	3,663.					
mm	60円	39.	170.	204.	171.	161.
40	10,330.	00円	00円	00円	00円	00円
mm	22円					
50	18,197.					
mm	02円					
75	29,719.					
mm	10円					

※臨時メーターに係る期間は1年以内とし、基本料金については70%増とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の水道料金について適用し、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以降最初のメーター点検によって算定する水道料金については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 84 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

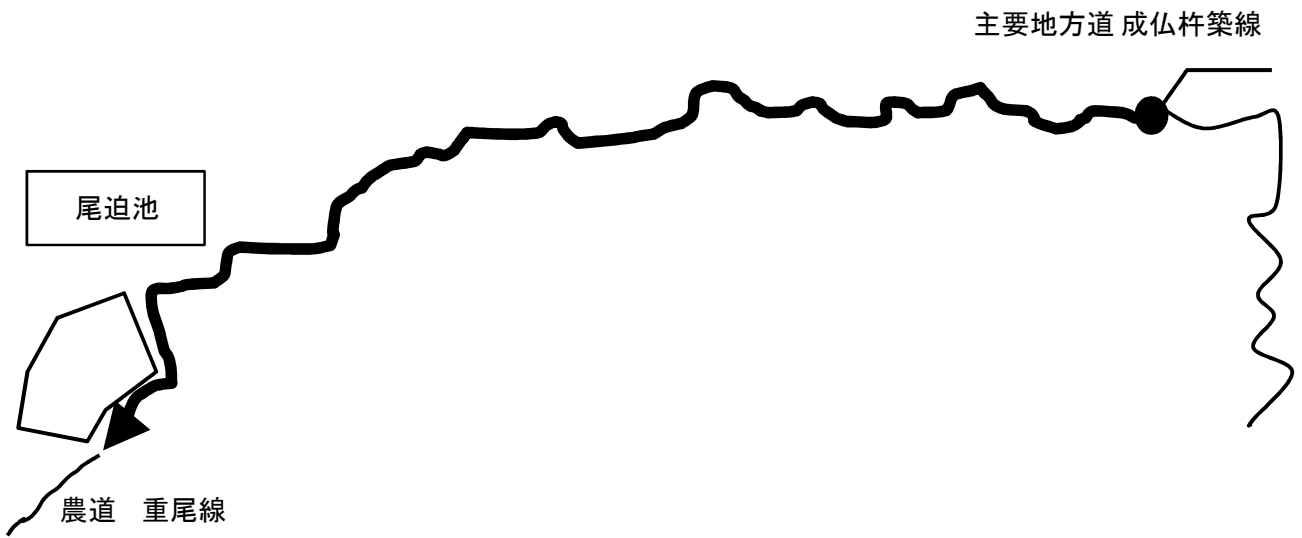
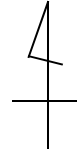
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点		備考
			終 点		
尾迫線	1,700.0	3.0～ 8.0	杵築市大字岩谷字尾迫 1618 番 1	地先	
			杵築市大字岩谷字尾迫 2105 番 1	地先	
榎迫線	1,917.0	6.8～ 40.0	杵築市大田大字小野 1467 番 19	地先	
			杵築市大田大字小野 1467 番 5	地先	

認定

お さ こ せ ん
尾 迫 線

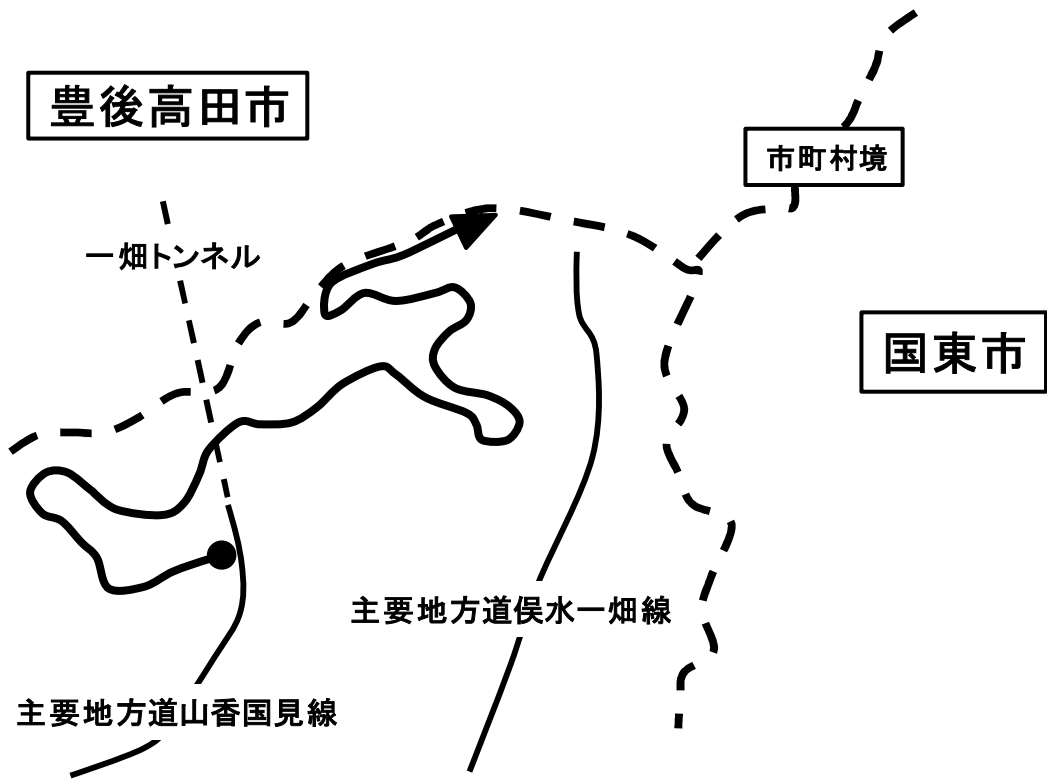
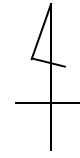
L = 1,700.0m
W = 3.0m ~ 8.0m



認定

えのきざこせん
榎迫線

L = 1,917.0m
W = 6.8m ~ 40.0m



報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年8月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和4年度杵築市一般会計補正予算（第5号）・・・別冊

報告第 2 1 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8. 5	0. 6
(1 3 . 1 8)	(1 8 . 1 8)	(2 5 . 0)	(3 5 0 . 0)

- (備考) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない
2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第 2 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、山香病院事業会計及び農業集落排水事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和3年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

- (備考) 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0%

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月26日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市有施設で発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月21日

杵築市長 永松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■
- 2 事故発生年月日 令和4年6月24日
- 3 事故発生場所 杵築市大字奈多
杵築市立豊洋小学校正門前国道213号
- 4 事故原因・状況
相手方車両が上記の道路を走行していたところ、学校敷地内から道路中央まではみだした樹木の枝が突然落下し、通過中の相手方車両のフロントガラスを破損させた。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料196,240円を支払う。

報告第 2 4 号

一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況に
ついて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項
の規定により、一般財団法人杵築市総合振興センターの令和 4 年
度事業計画及び令和 3 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況報告書

- 1 令和4年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和3年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 2 5 号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和 4 年度事業計画及び令和 3 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和4年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和3年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第26号

株式会社きつとすきの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社きつとすきの令和4年度事業計画及び令和3年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和4年8月26日提出

杵築市長 永松 悟

株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和4年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和3年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 27 号

放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 12 号）第 15 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和3年度債権放棄一覧表

債権の名称	金額（円）	件数	放棄事由
ケーブルテレビ使用料	149,750	38	第1号
合計	149,750	38	

※ 件数は、2か月単位で累計

放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第15条第1項

第1号 消滅時効に係る時効期間の経過

第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし

第3号 破産免責等

第4号 強制執行後の無資力

第5号 徴収停止後の期間経過

第6号 生活保護受給者又はこれに準ずる者

第7号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

